

## 商業事件審理法について

従来の訴訟審理手続きに時間がかかり過ぎることや判決の見解が分かれる等の問題を改善するため、2019 年末立法院にて「商業事件審理法」（以下、「本法」という）が三読通過された。今後商業紛争が生じた際、適正、専門及び迅速に解決が捗ることができ、且つ企業のコンプライアンス強化、国内ビジネス環境の向上が期待される。本法の施行日は司法院より定める。以下は、本法の要点について紹介する。

### 一、審理手続の専門化

#### 1. 専門裁判所

商業事件を専門に審理するため、本法と同時に立法院で三読通過された「知的財産及び商業裁判所組織法」も今後知的財産及び商業裁判所（以下、「商業裁判所」という）にて、二級二審制度（第一審：商業裁判所、高等裁判所に該当。第二審：最高裁判所）を用い、知的財産事件と商業事件を別々に審理する専門の裁判所で執り行われる。このほか、商業事件については本法に於ける上訴または抗告を問わず、最高裁判所より受理され（即ち、適用されている法令に違反又は相違の有無を審理する）（第 71 条）法律の審理を行う。

#### 2. 商業事件の定義

商業事件の定義とは、本法で掲げられている商業訴訟事件及び商業非訟事件、主に「訴訟対象金額若しくは価額が新台幣ドル 1 億元以上」の紛争、又は訴訟対象金額若しくは価額に関わらず、「株券公開發行会社」に係る商業事件が含まれる（第 2 条）。本法施行後、商業裁判所が専門の管轄となる（第 3 条）。

#### 3. 弁護士強制代理制の採用

商業事件は高い専門性を要し、当事者又は関係者の權益を保障するため、より手続きがスムーズに執り行われるよう、本法は強制的に当事者又は関係者に対し、弁護士資格を有する者に委任する（第 6 条）ことが定められている。参加人又は参加人においても準用する（第 9 条）。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

#### 4. 専門家の参与

##### (1) 商業調査官の配置

商業能力（会計、投資、財務分析、経済及び金融市場）知識を有する専門家の協力により、専門に係る資料及び問題の収集、分析を仰ぐことができる（第 17 条）。

##### (2) 専門家証人制度の導入

本法は専門家証人制度を取り入れ、当事者は裁判所の許可を得た後、選任した専門家より専門の意見の提供を求めることができる（第 47 条）。専門家証人は、原則書面による意見書に誓約書を添えつけ、当事者より裁判所に提出する。また、専門家証人より提出された意見書は公正かつ正確であることを確保するため、その中立、客観性に影響を及ぼす可能性がある事項については開示しなければならない（第 49 条）。

## 二、審理手続の効率

### 1. 強制調停の前置手続の採用

調停手続の迅速、経済的より双方が紛争の解決執り行われるよう、本法では、先に調停手続を行うよう規定しているほか、商業専門の知識、経験を有する調停委員より当事者の紛争解決に協力すると特別規定している（第 20 条）。また、更なる効率化を求め、調停手続は原則として、調停委員が選任されてから 60 日以内に終結する（第 28 条）。

### 2. 審理手続の準備

#### (1) 審理計画：

裁判所は、双方当事者と予めどのように審理を進めるか審理計画について協議しなければならない。当該内容については、事実及び証拠の重点整理、尋問期間（証人、専門家証人、鑑定人などを含む）及び手続きの進行及び終結の予定などを含まなければならない（第 39 条）ほか、口頭弁論期日の準備について、裁判所は諮問に応ずるための調停委員の参与を求めることができる（第 38 条第 2 項）。

#### (2) 訴えの変更、追加又は反訴：

迅速に審理が行われるよう、本法では当事者が訴えの変更、追加又は反訴を行う場合、準備手続が終結される前までに行わなければならない、

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

準備手続を行わないとき、第一回目の口頭弁論日前まで行う（第 37 条）。

### 3. テクノロジーの運用

- (1) 書類の送達効率を上げるため、裁判所に提出する書状はオンラインシステムで提出できない者を除き、オンラインシステムで送付しなければならず、当該システムを用いて送付しなかったのみならず、補正も行われなかった場合、提出の効力が生じないものとする（第 14 条から第 16 条）。
- (2) 当事者、その他手続関係者の所在地と裁判所の間にて、ビデオ通話を通じて直接審理することができる場合、裁判所が適切と認めたとき、申請又は職権により当該設備を用い審理を進行することができる（第 18 条）。

## 三、営業秘密への配慮

### 1. 当事者照会制度

当事者の主張準備及び証拠提供の利便性を高めるため、当事者は裁判所の指定する期間又は準備手続が終結する前に、事実又は証拠に係る必要な項目を挙げ、相手方に照会を求めることができる（第 43 条）。照会を求められた当事者は、正当な理由なしに具体的な説明を拒否した場合、裁判所は事情を斟酌し、照会請求した当事者の主張が真実であると認定する（第 45 条）。

### 2. 営業秘密

- (1) 当事者が裁判所に相手方又は第三者に対し資料提出を求める申請が行われ、所有者は営業秘密を理由に提出拒否の抗弁を行う場合、その秘密の種類、範囲及び開示によって生じる不利益について釈明しなければならない（第 53 条）。
- (2) 所有者が提出した営業秘密について、特定の状況を満たすことが出来る場合、釈明を経た後裁判所に特定の訴訟関係者に対し、秘密保持命令を発するよう求めることができる（第 55 条）。命令を受けた者は、当該営業秘密について、訴訟以外での使用又は第三者への開示を行ってはならず、違反した場合は刑事責任を負うものとする（第 76 条）。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は弊所へお問合せ下さい。